

令和7年度 第1回鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会 要点録

日 時	令和7年10月23日（木）15:30－17:00				
会 場	市役所12階 1204会議室	欠 席	0名	傍聴人数	0名
出席者	・学識経験者 三重大学教育学部准教授 加納 岳拓 ・鈴鹿市スポーツ協会の代表者 鈴鹿市スポーツ協会代表理事 北畑 達也 ・鈴鹿市中学校校長会の代表者 平田野中学校長 辻井 康博 ・鈴鹿市中学校体育連盟の代表者 神戸中学校長 市川 善浩 ・三重県吹奏楽連盟中学校の部における鈴鹿市の代表者 鈴峰中学校教諭 鈴木 瑞希 ・教職員の代表者 鼓ヶ浦小学校教諭 中島 美波 ・鈴鹿市PTA連合会の代表者 鈴鹿市PTA連合会会長 村田 多恵子 ・地域産業団体の代表者 本田技研工業株式会社 菱川 弘二 ・地域スポーツ・文化芸術団体の代表者 鈴鹿市スポーツ推進委員協議会会長 倉田 利寛 ・事務局 教育指導課 上田 由実子、足立 元則、河原 晶子、 井上 久 スポーツ課 田原 哲治、東郷 貴宏、藤田 秀恭 文化振興課 柳井谷 光教 地域協働課 中川 大志				
配付資料	【資料1－1】 鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程 【資料1－2】 鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会運営要領 【資料1－3】 鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会傍聴要領 【資料1－4】 鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会委員名簿 【資料2－1】 鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会の経緯 【資料2－2】 令和7年度モデル事業クラブ運営団体及び実施日程・会場 【資料3－1】 令和8年度内の中学校体育施設利用について 【資料3－2】 今後の見通し				

	教育指導課長挨拶
--	----------

【協議会の位置付け及び運営要領並びに協議会傍聴要領について】

事務局	(資料１－１及び資料１－２並びに資料１－３) 本協議会は、資料１－１にあるように、鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議であり、出席者から意見聴取するとともに、国や本市の状況の情報等を共有することを目的としている。 資料１－２にあるように、運営については、本要領に基づき実施している。また、傍聴については、資料１－３の記載事項を確認いただきたい。
地域スポーツ ・ 文化芸術団体の代表者	これまでの傍聴者の人数を教えてください。また、その際に傍聴者から出された意見等を確認したい。
事務局	令和５年度に実施した第３回目の協議会で４名の傍聴があった。傍聴要領にあるように、傍聴者の発言はできないこととなっている。

	自己紹介
--	------

【鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会の経緯について】

【令和７年度部活動の地域移行に向けた実証事業（モデル事業）日程等について】

事務局	(資料２－１及び資料２－２) 資料２－１は、令和５年度から令和６年度までに実施した本協議会の経緯をまとめたものである。令和５年度は３回、令和６年度は２回、これまでに計５回実施し、学校部活動を地域移行していく上での課題やモデル事業に係る課題について意見をいただいた。 本市では、令和５年度からモデル事業を実施しているが、実施に係る課題や実施後のアンケート調査から、意見をいただくこともあった。 資料２－２は、今年度のモデル事業の日程である。令和５年度からモデル事業を実施しており、令和６年度は教育委員会が主体となった。 今年度は、種目ごとに運営主体に委託した上での実施となる。令和７年３月から運営主体を募集し、応募があった１０種目での開催予定としている。本市では、休日に学校部活動を実施している種目は、１４種目あるが、実施しない種目については、個別に働きかけを行っている。 昨年度のモデル事業実施後に、指摘があった生徒への周知については、６月に市内中学校１・２年の全生徒に案内文書を配付した。併せて、学校から、別途周知したり、申込期間を拡大したりするなど、十分な期間を確保した。各種目の実施日時は、全種目で９時から１２時までの３時間とする。会場・応募人数については、資料で確認いただきたい。
-----	--

地域産業団体の代表者	資料２－２の実施会場が色別されているが、その意図を教えてください。
事務局	会場ごとに着色してお示ししている。例えば、平田野中学校は青、大木中学校は緑で着色している。
鈴鹿市スポーツ協会の代表者	資料２－２にある団体成員数には教員も含まれているか。
事務局	指導に携わるすべての人数を示しており、指導に当たる教員数も計上している。

【国や県の動向等について】

学識経験者	国は、部活動改革に関する実行会議を開催しており、５月に最終のとりまとめで、方向性や総合的な方策を提示した。このことを受け、部活動の地域展開地域クラブ活動推進等に関する調査研究協力者会議が６月から行われることとなった。「部活動の総合的なガイドライン」の見直しを目的としており、大きく３つのことが議論されている。 １点目に、地域クラブ活動団体の認定制度についてである。希望団体が地域移行後の団体となるわけではなく、クラブ活動団体として認定することが必要となるとしている。素案段階であるが、認定要件や地方公共団体が認定することなどが話題となっている。鈴鹿市は、教育委員会事務局が主体となっているが、今後の体制について検討する必要があると思われる。 認定に当たっては、活動目的が、部活動の理念と一致していることや活動時間が、３時間以内であることなどが要件となる。また、参加費を希望する生徒が幅広く参加できるような金額に設定したり、ハラスメント防止に努める指導体制を構築したりすることなど、学校部活動の役割を担うことができる団体を認定していくことになる。 ２点目は、経済的不利な家庭への補助も踏まえ、公的負担等による財源確保が話題となっている。 ３点目は、指導者については、希望者全員又は資格取得者に限定することや研修を受講させることなどについて議論されている。 なお、こうしたことについては、総合型スポーツクラブの有無など各市町により事情が異なることから、各自治体に委ねられることとなる。 三重県も同じく、認定制度や指導者のことを検討しているが、あくまで県の取組であり、市町の状況に応じて、検討していく必要があると思われる。 また、国は、認定等の具体的な方向性を１２月に示すとしていることから、動向を注視していく必要がある。
-------	--

鈴鹿市中学校 校長会の 代表者	部活動改革に関する実行会議の主体はどこか。
学識経験者	実行会議も調査研究協力者会議も国が主体となっている。 県でも「部学校のあり方意見交換会」を開催しており、7月に県の認定案を提示した。国が12月に提示することを踏まえ、国の考え方に準じて作成した案となっている。

【令和8年度内の中学校体育施設利用について】

【今後の見通しについて】

事務局	(資料3-1及び資料3-2) 資料3-1の「1 中学校体育施設を利用した取組概要」にあるように、令和8年10月以降、本市では、休日の学校部活動を実施しないことに伴い、これまで休日の日中の時間帯に学校部活動で使用していた中学校のグラウンド及び体育館が使用可能となる。このため、使用可能となった体育施設を利用して、様々な活動団体に、中学生の受け皿となる活動を展開してもらうことを想定している。 しかし、条件を付けることなく、広く一般に体育施設を利用できるようにすると、様々な活動団体が、一度に参入してくることが見込まれる。その際、地域移行に伴う中学生の活動場所を確保することが困難になることが憂慮される。(2)に示したように、参加団体を中学生に活動を提供できる非営利団体とする。具体的には、中学生対象の既存のスポーツクラブや今年度モデル事業を実施する団体のほか、保護者や地域指導者、教員等が立ち上げた新規団体を想定しており、令和8年4月を目途に参加団体を募集する。教育委員会事務局で参加団体を決定した後、活動場所の割振りを行う。参加を希望する生徒は、中学校区の枠を超えて、市内全域から希望する団体の活動に参加できることとする。また、各団体が活動を継続するために必要な費用については、国が示すように、受益者負担とし、参加者から徴収することとする。 資料3-2には、今後のスケジュールを示している。最上段にあるように、4月を目途に参加団体の受付を開始し、今年度末から各中学校に利用可能な施設調査を行う。1学期中に教育委員会事務局で参加団体を決定し、活動場所の割振りをする。参加を希望する生徒は、今年度のモデル事業と同じように、各団体に、直接、参加申込みを行うこととなる。教育委員会事務局では、ここまでを担当することとし、図にもあるように、令和9年4月からは、各団体が、活動している中学校での学校体育施設開放委員会に参加していくことを想定している。
-----	---

鈴鹿市 スポーツ協会 の代表者	参加する活動団体は、ある程度、想定しているのか。
事務局	今年度のモデル事業を実施する団体の要件として、次年度以降も継続意思のある団体としていたことから、継続していただけるものと認識している。また、今後、新規団体も参入してくる可能性があり、個別に問合せがある団体もある。
鈴鹿市中学校 校長会の 代表者	運営団体は、参加希望者があまりにも多い場合は、受付を拒むことができるのか。
事務局	詳細まで検討していないが、中学校区を超えて、市内全域から希望する生徒については、できる限り受け入れていただきたいと考えている。 参加者が多くなった際に複数会場で開催することや、参加申込者が皆無の場合の対応について、現時点では検討していない。
鈴鹿市中学校 校長会の 代表者	参加者が多く、指導者が指導を拒む事態も発生されることも考えられることから、検討しておく必要があると思われる。
事務局	今年度実施したモデル事業で人数制限があるところは、事前に周知しており、人数超過の際は、受け付けないことを明記していた。 しかし、こどもが希望する以上、人数制限がない団体が、参加人数が多いという理由で断ることはできないと思われる。こどもたちに多様な機会を提供することが地域移行の理念であることを踏まえ、今後の詳細等について検討していきたい。
鈴鹿市中学校 校長会の 代表者	令和9年以降は、休日の中学校体育施設は、基本的に募集团体が利用することと考えてよいか。
事務局	令和8年の下半期の体制決定後、各団体が、中学校で活動することとなるが、令和9年度からは、その団体は、各校の学校開放委員会に4月から参入することになる。昨日開催された学校開放運営委員長会で、割振りを基に、こうした団体が参入していくことを周知した。次年度も、今後の体制について周知に努めたい。 現在、休日の日中は中学校体育施設を利用していないことから、大きな混乱は生じないと考えている。
鈴鹿市中学校 校長会の 代表者	すでに休日に体育施設利用がある中、参入を希望する団体が増加する場合は、利用できなくなる団体があることを想定しているか。また、参加人数が増加し、利用に制約が伴うこと等、懸念事項が多くなることから、丁寧に周知に努める必要があるのではないか。予測困難なことが多くあるが、事前に想定はしておく必要があると思われる。

事務局	これまでも新規加入はあったことから、同じ対応になると思われる。
鈴鹿市中学校 校長会の 代表者	中学校の休日の日中の利用については、希望する団体が増えることが見込まれることから、予約で施設が埋まることも想定しておくべきではないか。
事務局	その点も踏まえて、各学校開放委員会で検討していくこととなる。一例として、会場に空きがない場合は、利用時間を見直すことが考えられる。学校施設利用については、これまで、授業に支障がない場合に限り、貸したり、地域行事を優先したりするなど、対応してきた。今後もこうしたことを踏まえ、適切に対応していきたい。 参加人数についても、教育委員会事務局で次年度の活動の割振りを行うことから、一定、見込むことができるものと考えている。
学識経験者	認定された団体が優先的に施設利用できる体制とするための試行的な取組になると考えられる。
鈴鹿市 スポーツ協会 の代表者	募集時に、理念、方針、費用、時間、場所などを提示することは必要不可欠であると思われる。要件の決定に係るスケジュールを教示いただきたい。
事務局	令和8年の10月から令和9年3月までの間の募集要件は、資料に明記しているが、モデル事業の検証結果を基に、追加要件を検討していく。
鈴鹿市 スポーツ協会 の代表者	保護者にとっても、活動の考え方、体制や保険などを心配されるため、計画的に方針を策定していくことが重要であると思われる。
事務局	12月に国がとりまとめる認定要件を加味しながら、本市に適したものにしていきたい。強化目的の団体ではないこと等、要件を付記したい。
学識経験者	広く募集した場合、生徒は選択肢が増えるが、団体側からすると、多数の応募がある場合、運営上、上達度ごとに会場を設定することも考えられる。その結果、居住地から遠隔な場所で実施される活動に参加する可能性もあるため、団体と協議を重ねる必要がある。
地域スポーツ ・ 文化芸術団体 の代表者	モデル事業の参加する生徒の割合について教示いただきたい。現在、学校部活動でサッカーをしている生徒の約何割を占めているのか。
事務局	5月当初に各校がとりまとめた1、2年生の部活動入部人数調査を基に算出したところ、サッカーは、約36.8%となっている。最も参加割合が高い軟式野球では、71.8%の参加率となっている。
地域スポーツ ・ 文化芸術団体 の代表者	団体構成員数が、指導者数を示していると思われるが、軟式野球では、参加者125人を9名で指導することは、困難であると思われる。

事務局	軟式野球に関しては、学校部活動顧問が指導者となる。2校ごとを1つの会場で指導することとなる。指導計画には、練習試合形式で行うとしており、平日の練習の成果をモデル事業で発揮するものと思われる。
鈴鹿市スポーツ協会の代表者	文化部で実施する活動が、合唱と吹奏楽の2種目となっているが、これ以外が実施しない理由について教示いただきたい。
事務局	モデル事業は、現在、土日に実施している種目に限っていることから、他の活動は実施しない。
鈴鹿市中学校体育連盟の代表者	平日の学校部活動は継続するため、中体連の大会に参加することとなる。昨今の財政状況を鑑みると、高額な使用料を要する会場を使うことが難しくなっている。そのため、空調が設置されている学校体育館を使用することが多くなっているが、今後、中体連の大会で学校体育館が利用できるか不安である。大会を実施する際は、中体連の大会を優先していただきたい。
事務局	これまでも、学校行事を優先しており、卒業式や文化祭の前には、学校開放での会場使用を遠慮いただいている。今後は、地域移行の活動や協会主催の大会等の利用について協議していく必要があると考える。
鈴鹿市中学校校長会の代表者	利用申請を除いては、学校備品の使用は認めないこととしてよいか。体育の授業で使用するボール等を使用できないことについて、周知されているか。
事務局	モデル事業に関しては、消耗品の使用を許可しないことを周知している。備品についても、必ず申請が必要になる旨を周知している。令和8年10月以降については、資料にあるように、利用可能施設調査を行うこととしており、学校備品で利用可能なものについても調査する予定である。
鈴鹿市中学校校長会の代表者	仮に破損があった際は、弁済していただくものと思われるが、この旨を申請書に明記していただきたい。この内容がない場合は、利用許可が困難になると思われる。
事務局	そのように対応していく。

【令和9年以降の課題について】

事務局	資料にもあるように、令和9年以降の想定される課題を次のとおり整理した。 (1) 令和9年4月以降の休日の施設利用及び申請について (2) 地域クラブ認定の取扱いについて (3) 校舎の利用について 現時点で考えられる課題を示しており、各委員の立場から想定される課題や留意事項について教示いただきたい。
-----	--

三重県 吹奏楽連盟 中学校の部 における代表者	運動部活動では、グラウンドや体育館などの施設利用の課題があることは認識しているが、吹奏楽の場合は、それぞれの楽器の個別練習を行った後に合奏している。 現在、市内 10 校中、9 校は吹奏楽部が設置されており、こうした学校の生徒は平日の学校部活動で練習し、休日の活動で合奏することも考えられる。しかし、吹奏楽部が設置されていない学校の生徒が希望する場合は、唐突に合唱を強いることはできず、個別に指導をしてあげたいと考えている。こうした対応をするためには、公民館や大きなホール等の合奏可能な会場だけでなく、個別用の教室など小部屋を確保する必要がある。また、楽器移送は、高額となることから、学校施設や学校備品の利用許可を願いたい。 吹奏楽の指導者は、生徒の私有物が置かれていない音楽室などの特別教室の借用を希望しているが、人数が増えた際に教室借用が許可されるか危惧している。 今回のモデル事業では、136 名の生徒を 10 名の教員で指導することとなるが、教室内の物品管理を怠らないようにしていきたい。
事務局	文化会館等の会場を利用する際の楽器移送には、これまで保護者の協力や運送用大型車でやっている。こうした移送には高額な費用を要するため、懸案事項の一つとなっている。モデル事業の様子や指導者等の意見を確認し、各ニーズに応えられるようにしていきたい。 また、各中学校長と校舎利用に係る課題の解決に向けて協議を始めており、検討を重ねていきたい。
三重県 吹奏楽連盟 中学校の部 における代表者	モデル事業に携わる吹奏楽部の指導者は、吹奏楽に対する熱い思いがあり、鈴鹿のこどもたちのために尽力し、鈴鹿の吹奏楽の発展に寄与したいと考えている。 今後も、様々な相談に乗っていただきたい。
鈴鹿市中学校 校長会の 代表者	中学校長会でも吹奏楽のモデル事業が話題となっており、移送が困難であることから、楽器借用を許可していくこととしている。また、当該校教員が指導に当たる際は、校舎内利用を認めていくつもりである。 教室については協議中であるが、空き教室利用や特別教室利用を認可していきたい。
事務局	学校外施設を利用するモデル事業の効果検証を願いたい。
教職員の 代表者	現小学 6 年生のこどもが、部活動地域移行の対象となるが、こどもたちは、これまでどおり、休日を休養や習い事に充てることができる。部活動と習い事の重なりがなくなることや、クラブチームで活動しているこどもは、そのまま活動を継続できることに満足している。 学校部活動が地域に移行された後も、こどもたちに活動の場が提供されることを小学校の教職員は望んでいる。

事務局	こどもたちに活動の場を提供できるよう、取り組んでいきたい。
鈴鹿市PTA 連合会の 代表者	先のことを考えることが難しく、モデル事業の参加について検討する時間が必要となることから、8月の段階で決定することは困難であり、応募期間の延長を希望する意見があった。期間延長があれば、参加人数が変動した可能性もある。 また、実子は学校でサッカー部に属しており、モデル事業の案内がサッカーに限定されていた。平日と異なる種目を体験したいと考えるこどもいることから、様々な種目の情報があればよかったと思われる。その結果、保護者からは、休日の活動が学校部活動の延長なのかという問合せがあった。 さらに、途中から参加したい生徒もあり、こうした生徒への対応を求める意見もあった。
事務局	この件については、今年度、国庫補助金を受けることもあり、提出資料の期限等や保険加入等の状況を鑑み、こうした応募期間となったことを了承いただきたい。このような意見を各運営主体に周知し、次年度以降の取組に反映させていきたい。 サイトから自由に種目を選択できるようにしていたが、指導者が文書を配付する際に、特定の種目だけの周知となったと思われる。生徒や保護者に混乱が生じないように、改善させていただく。
三重県 吹奏楽連盟 中学校の部 における代表者	実際に配付した際に、こどもは混乱していた。体験したことがない種目に参加することや、初心者であることを理由に未経験の種目を回避する旨の意見があった。活動の幅を広げることが重要であり、こどもが抵抗感なく参加できるようにしていただきたい。 また、吹奏楽のモデル事業は、今回が初めてであり、導入時の課題等が明確になったと感じている。
事務局	日程の設定等を検討していきたい。
鈴鹿市中学校 体育連盟の 代表者	今後、学校開放委員会に位置付けられていくこととなるが、活動時に施設等が損壊することもあると考えられる。こうした際の修繕費等の増額を要望したい。
事務局	モデル事業を進めていく中で、さらに様々な意見があると思われる。今後はこうした意見を勘案しながら検討していきたい。
鈴鹿市中学校 校長会の 代表者	第2回の協議会は、年度末に開催されるものと認識しているが、本協議会は、次年度以降も継続していく予定なのか。
事務局	計画期間の終了までと、鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会運営要領に明記されている。 第2回の協議会で、次年度以降の実施について、一定の方向性をお示しする。

学識経験者	地域展開には、教員の働き方改革に資するものとされている。学校部活動が地域に移行された際、教員は身分を変えて指導することとなる。 こうした場合は、学校業務と地域活動業務に従事することとなることから、教員の働き方改革にも配慮していく必要があると思われる。
-------	---

【その他 第2回協議会について】

事務局	令和8年2月末から3月初旬での実施を予定 モデル事業の成果と課題 令和8年度内の中学校施設を利用した取組の進捗状況
-----	--